

水道直結式スプリンクラー設備に関する取り扱い基準

(1) 目的

消防法施行規則の一部改正令（平成19年6月13日公布）に伴い、延べ床面積275㎡以上、1000㎡未満の消防法施行令別表第1（6）項ロに定められたグループホームなどの対象施設（以下、「小規模社会福祉施設」）に対してスプリンクラー設備の設置が義務付けられ、また、小規模社会福祉施設のスプリンクラー設備を水道法第3条第9項に規定する「給水装置」として認められていることを受け、ここに取り扱いを定めるものとする。

(2) 調査

申請者は、設計前に本指針に定める事項について事前に十分調査し、申請地における配水管の口径及び水圧の状況を調査する。

当該設備を設置しようとするときは、消防設備士の指導の下に行うものとし、所管消防署等と十分な打合せを行うこと。

申請者又は委任を受けた指定工事店は、不明な点があれば速やかに担当職員と協議すること。

給水装置工事の申し込みにあつては、事前に現場調査を含めて申請地の状況を十分調査しておくこと。

また、必要に応じて、給水引き込みを予定する配水管の水圧を72時間以上測定しておくこと。

(3) 事前協議

直結給水は、必要な水量、水圧を安定的かつ継続して供給できる場合に限られることから、その申請ごとに現状及び将来の配水状況を考慮する必要があるため、計画段階の早い時期に事前に協議する必要がある。

(4) 給水申請

事前協議で水道直結式スプリンクラー設備の設置が可能との回答があつたものは、下記の書類を添付し給水装置工事申込書を提出する。

- ・平面図及び詳細図（配管及びスプリンクラーヘッドの配管等）
- ・立面図
- ・スプリンクラー設備の規格・仕様書
- ・水理計算書
- ・水道直結式スプリンクラー設備設置条件承諾書

(5) 条件

1. 対象建物

対象建物は、消防法施行令別表第1(6)項口に該当する延べ床面積が275㎡以上、1,000㎡未満の小規模福祉施設とする。

その他の建物に設置しようとするときは、事前に協議することとする。

2. 設置条件

- 1) 当該給水装置を分岐しようとする配水管の給水能力の範囲内で、水道直結式スプリンクラー設備の正常な動作に必要な水圧、水量が得られるものであること。
- 2) 消防法令に基づく水道直結式スプリンクラー設備の設置にあたり、配水管から分岐して設けられた給水管からスプリンクラーヘッドまでの部分について水理計算を行うこと。
- 3) スプリンクラー設備を設置しようとする者は、給水装置工事申請書に別紙「水道直結式スプリンクラー設備設置条件承諾書」を添付して提出すること。
- 4) 指定工事事業者は設置にあたり、当該設置場所付近の最小動水圧、配管状況などを調査し、当該器具必要水圧を確保できることを確認すること。

3. 設計水量

スプリンクラーヘッド各栓の放水量は150/min（火災予防上支障のある場合にあると認められる場合にあっては300/min）以上の放水量で設計すること。

また、スプリンクラーヘッドが最大で4個同時に放水することを想定し設計する場合は、合計の放水量が600/min（1200/min）以上の放水量で設計すること。

4. 構造及び材質基準

スプリンクラーヘッド及びスプリンクラー設備に用いる配管・継手の構造及び材質基準については、消防法令適合品かつ水道法令に定める構造及び材質基準に適合するものであること。

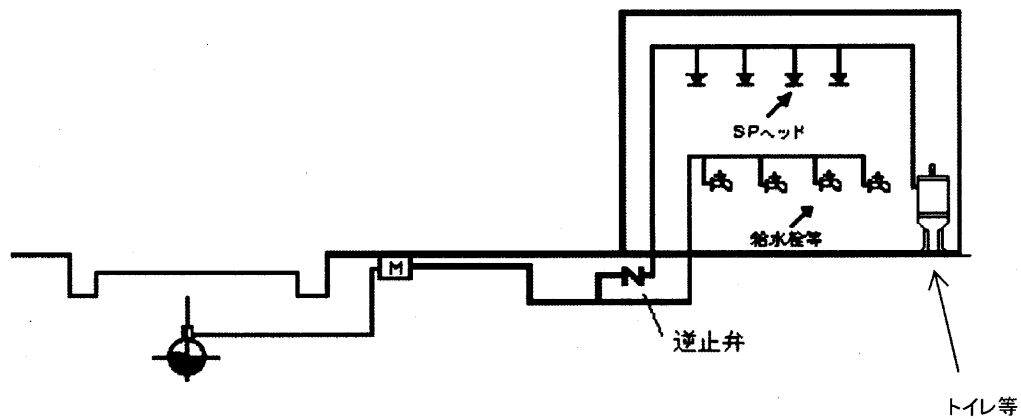
使用される製品等については、加茂市水道局及び消防署と協議し、その指導に従うものとする。

(6) 配管・施行

1. スプリンクラーヘッドは精密機械なので取り扱いには十分注意すること。
2. スプリンクラーヘッドを接続する継手は、専用の継手を使用すること。
3. スプリンクラー設備（湿式）の配管は、水及び空気が停滞しないよう、常時使用され、且つ水質の安全性の観点より、配管末端にトイレのロータンク等の飲用に供せず且つ日常的に使用する水栓等を設置すること。

4. スプリンクラー設備が結露現象を生じ、周囲（天井等）に影響を与える恐れがある場合は、防露措置を行うこと。
5. 逆流防止のため、飲用系統給水管からの分岐部に逆流防止弁等を設置すること。
6. 指定工事事業者は、当該機器を設置しようとするときは、メーカー及び消防設備士の指導のもと実施すること。

【水道直結式スプリンクラー設備（湿式）配管例】



(7) その他

1. 設置者の責務

- ・ 一時的な断水や水圧低下等でスプリンクラー設備の維持管理上不都合が生じた場合については、設置者の責任のもと処理する。
- ・ スプリンクラー設備は設置者責任のもと設置者の責任をもって管理し、定期的に作動状況の確認をしなければならない。
- ・ スプリンクラー設備の設置については、消防署と事前協議を行い、その指導に従わなければならない。
- ・ 水道直結式スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を見やすいところに表示しなければならない。
- ・ 水道直結式スプリンクラー設備を介して連結している水栓からの通水の状態に留意し、異常があった場合は、直ちに加茂市水道局に連絡すること。

2. 竣工検査

- ・ 原則として加茂市水道局、及び消防署の合同において行うものとする。

(8) 関係法令の遵守等

この取り扱いに定めのない事項については、水道法及び加茂市水道条例、その他関係法令及び関係通知の定めるところに従わなければならない。